

第41号議案

湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、湯沢町が南魚沼市に委託する事務を変更し、事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男

事務委託に関する規約の一部を改正する規約

第1条 事務委託に関する規約（平成18年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 新ごみ処理施設の設置に関する事務

別表中11の項を12の項とし、6の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の1項を加える。

6 新ごみ処理施設の	建設費
設置に関する事務	平均割20% 人口割10% 計画処理人口割70%

第2条 事務委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から12の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

1 この規約は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の事務委託に関する規約の規定は、令和6年4月1日から適用する。